

**豊洲新市場予定地の  
土壤汚染対策工事に関する技術会議**

**報告書の構成について**

**平成 20 年 12 月**

**豊洲新市場予定地の土壤汚染対策工事に関する技術会議**

## 一 目 次 一

1. 設置目的・検討体制 .....	1
1.1. 設置目的 .....	1
1.2. 検討体制 .....	1
1.3. 開催状況 .....	2
2. 新技術・新工法の公募 .....	3
2.1. 公募の概要 .....	3
2.1.1. 目的 .....	3
2.1.2. 公募内容 .....	3
2.2. 応募状況 .....	4
3. 評価・検証の過程 .....	5
3.1. 評価・検証の考え方 .....	5
3.1.1. 評価基準 .....	5
3.1.2. 審査項目及び判定方法 .....	5
3.1.3. 評価の視点 .....	6
3.2. 検討経過 .....	8
3.2.1. 個別技術の評価・検証 .....	8
3.2.2. 技術会議が独自に提案した事項 .....	10
3.2.3. 一貫した対策の評価・検証 .....	10
3.2.4. 総合提案の評価・検証 .....	12
3.2.5. 評価結果 .....	14
4. 技術会議の提案 .....	15
5. 技術会議からの講評 .....	16

### 3.2.2. 技術会議が独自に提案した事項

技術会議における検討過程で、独自に提案があった事項を表 3-5 に示す。

表 3-5 技術会議で独自に検討された対策の考え方

項目	提案内容
処理土量の低減	処理土量を低減するため、詳細調査、絞込調査の結果を詳細に分析・整理し、汚染物質の有無に応じて土壤の掘削、運搬、処理の方法をきめ細かく区分する。
汚染地下水の早期浄化	経費及び工期短縮の観点から、建物建設地と建物建設地以外の区域を区別せず、建物建設前に環境基準まで浄化する。
地下水管理における水位の設定	地下水管理において、台風等による集中的降雨を想定し、貯留槽の不足分を補うために、専門家会議の提言で示された管理水位 A.P.+2m を A.P.+1.8m とすることで、地下に貯留機能を持たせる。
汚染物質の除去・地下水浄化の確認	国が検討している土壤汚染対策法の改正が行われ、豊洲新市場予定地が同法の対象となった場合にも、地下水質のモニタリングができるよう観測井戸を設置し、指定区域の解除が可能となるような対策とする。なお、仮に地下水から環境基準を超える汚染物質が検出された場合には、汚染地下水の浄化ができるよう建物下に作業空間を確保する必要がある。
資材の一括購入	経費削減のため、鋼矢板、碎石など資材の一括購入を検討する。